

「復興特別法人税の取扱いについて」（法令解釈通達） の制定について

平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）において復興特別法人税制度が創設されました。

この制度は、法人の各事業年度の所得に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされており、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。

本法令解釈通達は、復興特別法人税の取扱いを定めるものであり、その主な項目は、次のとおりです。

1 復興特別所得税額の控除及び還付

法人が課された復興特別所得税の額は、復興特別法人税の申告において復興特別法人税の額から控除することができ、控除しきれなかった復興特別所得税の額があるときは、その還付を受けることができることとされています。

○ 還付を受けるための申告書に係る更正の請求

復興特別法人税の課税標準である課税標準法人税額（一定の規定を適用しないで計算した「各事業年度の所得に対する法人税の額」を基準法人税額として、これに所要の調整を行った後の金額をいいます。）がない場合には、復興特別法人税の申告書の提出を要しないこととされていますが、この場合であっても、課された復興特別所得税の額があるときは、その復興特別所得税の額の還付を受けるために復興特別法人税の申告書を提出することができることとされています。

また、更正の請求は、法定申告期限から5年以内に限り行うことができることとされていますが（通則法23①）、申告を要しない法人から提出された還付を受けるための申告書に係る更正の請求については、「当該申告書を提出した日」がこの起算日となることを、本通達において明らかにしています。

2 平成22年度税制改正による廃止前の清算所得課税の適用を受ける法人

平成22年度税制改正で清算所得課税が廃止され、清算中についても「各事業年度の所得に対する法人税」を課すこととされましたが、平成22年9月30日以

前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、従前どおり「清算所得に対する法人税」を課すこととされています。

○ 清算所得に対する法人税が課される法人の納税義務

法人は、基準法人税額につき復興特別法人税の納税義務があることとされていますが、この基準法人税額とは、一定の規定を適用しないで計算した「各事業年度の所得に対する法人税の額」をいうこととされています。

したがって、「清算所得に対する法人税」が課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等は、復興特別法人税の納税義務者とならない旨、本通達において留意的に明らかにしています。

○ 清算所得に対する法人税が課される法人の復興特別所得税額の控除

平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等が清算中に課された復興特別所得税の額については、清算所得に対する法人税の額から控除をされるべき所得税の額とみなすこととされています。

したがって、当該復興特別所得税の額については、清算中の所得に係る予納申告及び清算確定申告において法人税の額から控除をし、清算確定申告において控除をしきれなかった金額は、還付を受けることができる旨、本通達において留意的に明らかにしています。